構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 門川町
- 2 構造改革特別区域の名称 門川どぶろく特区
- 3 構造改革特別区域の範囲 門川町の全域
- 4 構造改革特別区域の特性
 - (1) 位置・地勢・自然条件・人口

本町は、宮崎県北部に位置し、北は工業都市延岡市、南は日向市、西は美郷町に接し、東に日向灘に面した東西32km、南北8km、総面積は120.48kmの町である。総面積の84%は山林で覆われ、二級河川の五十鈴川が南西部を貫流し、下流に町の中心地となっている平野部が海岸沿いに広がっている。海岸線は風光明媚なリアス式海岸で、日豊海岸国定公園に指定され、枇榔島は絶滅危惧種である国指定天然記念物カンムリウミスズメの世界一の繁殖地とされる。

気候は、平野部は太平洋に面し、暖流の影響もあって年平均 17℃前後と暖かく、雨量も年平均 2,000 mmほどで温暖多雨地帯となっている。

人口は、平成12年の19,287人をピークに減少傾向にあるものの、 人口約13万人の延岡市、約6万人の日向市との間に位置していることから、 両市のベットタウンとして今日までおよそ30年間微増・微減を繰り返して おり、現在は18,800人である。

(2) 産業

本町の産業を就業人口でみると、第一次産業 8.5%、第二次産業 35.7%、 第三次産業 55.2%となっており、第三次産業が増加している傾向にある。

水産業については、沿岸漁業を中心とした漁業形態であり、県内でも有数の二つの漁協を有し、湾内では養殖業が営まれ水産加工製造業も盛んな「魚

の町」として知られている。

林業については、木材需要の伸び悩み、木材価格の低迷により収益が悪化 し、林業経営を圧迫している。

農業は、畜産、野菜、水稲果樹が主軸で、主要農畜産物としては、施設集約型のブロイラー、トマト等が上位品目となっている。恵まれた自然条件を活かして、施設園芸が盛んに行われるようになり、ミニトマト、丸トマト、きゅうり、イチゴ、そして冬用集荷のスイートピーが栽培されている。特に、平成16年度に国庫事業を導入して1.1haのトマト団地を整備したことにより、トマト類では5.5haと東臼杵管内一の産地となっている。また、丸トマトの一部については高糖度トマト栽培を行っている。ブロイラー生産については、鶏肉需要の堅調な伸びにより生産農家、生産量とも伸びを示している。

町内では、多くの若手担い手が活発に活動しており、今年度6月には I ターンし就農した方が、地元企業との共同出資により株式会社を設立し、各分野で培ったノウハウを活かし、太陽光利用型の植物工場を建設している。また、町内には3つの集落営農を実施している地区があり、その1つが今年度4月に農事組合法人を設立し、農作業の受託事業や農畜産物を製造・加工、販売する6次産業化に向けて活動している。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年の農業をとりまく環境は、農畜産物の輸入自由化、消費者ニーズの多様化、担い手の高齢化等大きく変化しており、今後ますます産地間競争が激化する厳しい状況におかれている。

このような中、門川町においては、高齢化等により第一次産業就業者の減少が続くものの、やる気のある若手担い手が数多く存在している。また、平成24年度には7名が新たに就農しており、この様な若手担い手が多角的な経営を行っていくうえで、構造改革特別区域における濁酒の製造の意義は非常に大きい。

また、若手担い手が中心に、グリーンツーリズムの一環として産地ウォーキングにも取り組んでおり、農産物の産地でもある門川を生産農家と一緒に歩き、触れ合い、食べてみて、農産物だけではなく生産者についても関心を持ってもらおうと努力を続けている。こうした交流人口をさらに増やしていく手段としても、構造改革特別区域における濁酒の製造は大変有効な手段になる。

6 構造改革特別区域計画の目標

門川町には、観光客を誘客するほどの、名所や旧跡、観光施設はないが、 漁港、山、田園地帯、ありのままの自然が存在している。一歩町に踏み込ん でみれば、その土地が築き上げてきたものが息づき、雄大な自然や受け継い できた伝統文化を見ることができる。東九州自動車道の全面開通を間近に控 える中で、宮崎県北部を道10号線で縦断する観光客のほとんどが門川町を 素通りしている現状を変えるためにも、濁酒を使った観光振興に取り組み、 第一次産業の産地として魅力を増大させ、多くの観光客が門川町に立ち寄っ てもらい、門川町の観光振興、産業振興、地域活性化を図っていく。

また、門川町は若手担い手が豊富に在住している事を強みとして、他の濁酒産地と差別化した加工商品を開発することで、これからを担う農業者の経営の多角化、門川町のブランド化へと繋げる。

全ての取り組みが継続して着実に実行されることで、第一次産業者の所得向上にも繋がり、女性の雇用機会の向上、新規就農を目的とした U ターンや I ターンを受け入れ易い地域環境の整備にも資するものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域における濁酒の製造を一つの契機として、門川町に点在するグリーンツーリズムを行う団体等が平面的に町全体に広がり、門川町への来訪者増加が期待できる。それに伴い、第一次産業が六次産業化へと発展していく事で、第一次産業者従事者の増加及び所得向上、食品加工業及び販売業における雇用が期待される。

① 新規起業

	現在	平成 26 年度	平成 29 年度
農家レストラン数または 農家民宿数	0 件	2 件	4 件
特区における 濁酒の製造所件数	0 件	2 件	4 件

② 新規就農者

	平成 26 年度	平成 29 年度
U ターン I ターンによる 新規就農者の増加件数	5人	20 人

③ グリーンツーリズムにおける来訪者数

	現在	平成 26 年度	平成 29 年度
グリーンツーリズ			
厶	300 人	500 人	1000 人
における来訪者数			

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(農家レストラン、農家民宿)を営む農業者で、米(自ら生産したものまたはこれに準じるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として特定酒類(その他の醸造酒(以下「濁酒」という。))を製造しようとする者

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日本構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業実施主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

門川町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図る。また濁酒を製造、販売するため、農家レストランや農家民宿の整備、農産加工所や農産物直売所等の改修が見込まれる。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特別措置により、農家レストラン(飲食店)や農家民宿を営む 農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許 に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能と なる。

この濁酒製造・販売の取り組みは、本町の魅力の新たなエッセンスとして 地域の活性化に繋がるだけでなく、地域で頑張っている農家や若手就農者の 新たな収入源となり、これからの強い経営力を持った農業へと発展できるも のである。また、濁酒と併せて地元食材を提供することにより、地産地消の 推進が図られることからも、当該特例措置の適用が必要である。 なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。